**鳥取市後援名義使用承認事務取扱要綱**

　（目的）

第１条　この要綱は、鳥取市（鳥取市教育委員会を除く。以下「本市」という。）が本市以外の団体が主催する事業に対して、本市が後援（事業に賛同し開催を援助するために後援の名義使用を認めることをいう。）する場合の基準及び手続きその他必要な事項を定めるものとする。

　（承認の名義）

第２条　本市が使用を承認する名義は、「鳥取市」とする。

　（承認の基準）

第３条　後援の承認は、事業の目的及び内容が明確に教育、文化又は産業の振興、社会福祉の増進その他本市の施策の推進に寄与するものであって、次の各号に掲げる承認基準にすべて該当する場合に行うものとする。

（１）事業の主催者についての承認基準（次のいずれかに該当すること。）

　　ア　国、地方公共団体又はこれらに準じる公共的団体

　　イ　その設置目的が、教育、文化又は産業の振興、社会福祉の増進その他の公益性を有する団体

　　ウ　新聞、テレビ等の報道機関

　　エ　アからウまでに該当しないもので次に掲げる要件を満たし、市長が適当であると認める団体

　　（ア）設立の目的が公益に反しないこと。

　　（イ）政治団体又は宗教団体でないこと。

（２）事業の目的及び内容についての承認基準（次のいずれにも該当すること。）

　　ア　特定の思想若しくは信条の普及又は政治的活動を目的としていないこと。

　　イ　公共性があり、営利を主たる目的としないものであること。

　　ウ　本市の行政運営に関する方針に反する事業でないこと。

　　エ　事業の主たる会場が本市の区域であること。ただし、因幡・但馬連携中枢都市圏内で開催され、特に圏域の活性化等に寄与するもの及び本市の施策の推進上特に有益であると認められるものはこの限りでない。

　　オ　人権侵害又は差別を助長するおそれのあるものでないこと。

　　カ　暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を関与させていないこと。

（３）その他の承認基準（次のいずれにも該当すること。）

　　ア　事業計画が明確で主催者の遂行能力が十分あると判断されるものであること。

　　イ　開催場所等は、公衆衛生、安全管理について十分な措置が講じられていること。

　　ウ　環境に配慮されている事業であること。

　　エ　過去に後援をしたものについては、承認の条件が遵守されているものであること。

　（申請）

第４条　後援を受けようとする者は、事業開始の３０日前までに後援名義使用承認申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には次に掲げる関係書類を添付するものとする。ただし、市長が特に必要ないと認めたものは、省略することができる。

（１）事業に関する書類

　　ア　事業実施計画書（事業の目的及び内容が分かる書類）

　　イ　開催要項、ポスター、チラシ、パンフレット、プログラムなど

　　ウ　収支予算書（入場料、参加費等（実費程度の負担を除く。）を徴収する場合）

（２）主催団体に関する書類（過去に同様の事業等で名義後援を受けたことがある場合は、省略することができる。）

　　ア　団体の役員名簿

　　イ　団体の定款、規約、会則等（規約等を有しない団体については、団体の概要がわかるもの）

　　ウ　団体の今までの活動状況がわかるもの

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（承認の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認を決定したときは後援承認決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

２　市長は、前項の決定を行うに当たっては、後援の対象となる事業（以下「対象事業」という。）の実施に対して、必要な条件を付することができる。

　（対象事業の中止等）

第６条　対象事業を主催する者（以下「対象事業主催者」という。）は、後援の承認を受けた後に対象事業の中止又は内容等の変更があった場合には、速やかにその旨を後援事業中止届出書（様式第３号）又は後援事業変更届出書（様式第４号）により届け出なければならない。

　（終了の報告）

第７条　対象事業主催者は、対象事業が終了したときは、速やかに後援事業実績報告書（様式第５号）を提出しなければならない。ただし、市長が特に必要ないと認めたものは、この限りでない。

２　前項の報告には次に掲げる関係書類を添付するものとする。ただし、市長が特に必要ないと認めたものは、省略することができる。

（１）事業実績報告書（対象事業の実施の概要が分かる書類）

（２）収支決算書（入場料、参加費等（実費程度の負担を除く。）を徴収した場合）

（３）鳥取市の後援名義を使用したポスター、チラシ、パンフレット、プログラムなど（ウエブサイト等に使用した場合は、該当ページの画面が分かるもの）

　（承認の取消し）

第８条　市長は、対象事業主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承認を取り消すことができる。

（１）解散したとき。

（２）対象事業を中止したとき。

（３）申請内容に虚偽があったとき又は正当な理由なく申請内容と異なる事業を実施したとき。

（４）この要綱に定める要件を満たさないことが明らかになったとき又は法令若しくは遵守事項に反したとき。

（５）対象事業等の運営に際し、市の不名誉となる行為が認められたとき。

（６）不適当な行為があると認められたとき。

２　取消しの効力は、後援の承認決定の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、当該団体その他関係者に損害が生じても市はその責めを一切負わない。

３　第１項の規定により後援の承認を取り消された者に対しては、当該取消しの日から３年の間は、原則として後援の承認を行わないことができるものとする。

４　市長は、第１項の規定により後援の承認を取り消した場合は、後援承認取消通知書（様式第６号）により主催者に通知する。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、後援に関し必要な事項は総務部長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和３年５月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に鳥取市後援名義使用承認基準（平成２８年５月１日施行）の規定によりなされた後援の承認は、この要綱の規定によりなされた後援の承認とみなす。

　（鳥取市後援名義使用承認基準の廃止）

３　鳥取市後援名義使用承認基準は、廃止する。

　　　附　則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。